

# 大学・専門学校等 進学のおしらい



小田原市では生活保護を利用する子どもの大学・専門学校等進学を応援しています。  
そこで、大学・専門学校等進学に関して、知っている役立つ情報をまとめました。  
大学・専門学校等進学には多くの不安や疑問があると思います。

ぜひこのパンフレットを参考にして、  
必要な制度を確認し、手続きを行いましょう！

**小田原市福祉事務所**  
**(小田原市役所 生活支援課 保護係)**  
☎0465-33-1463

Q1 大学・専門学校等に進学すると、生活保護の利用はどうなりますか？

A. 大きく変わることは、進学をする学生が「**世帯分離**」の取扱いとなることです。  
また、進学先が決まった際は「**進学準備金（新生活立ち上げ費用）**」の支給も可能です。

### 世帯分離とは

大学等に進学した場合、家族と同居している**大学生だけ生活保護から外れる**取扱いのことです。その場合、世帯分離となった学生は、国民健康保険に加入し、各種保険料や医療費自己負担分等を自分で支払う必要があります。  
また、世帯分離中の大学生がアルバイトをする場合、収入は生活保護費に影響しませんが、**毎月の収入申告が必要**です。

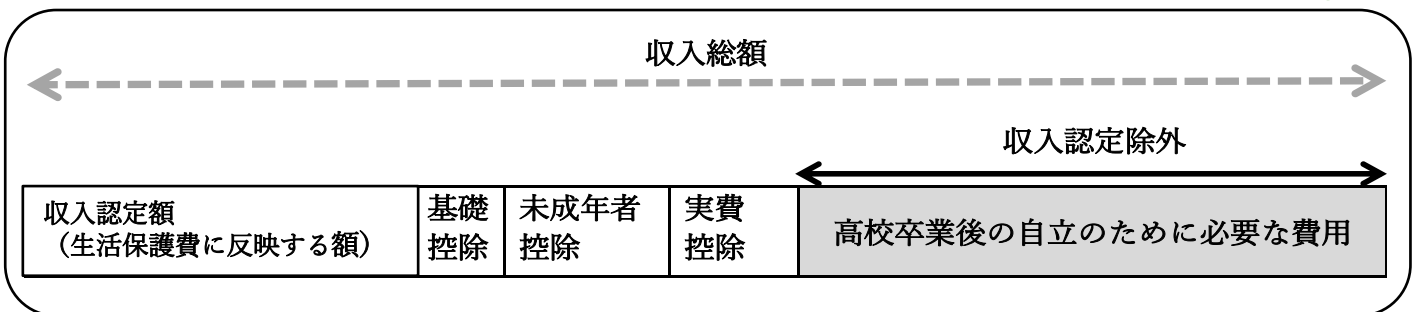


### 進学準備金（新生活立ち上げ費用）

大学等へ進学した場合に  
生活保護費から支給されます！  
自宅から通学する場合 : 10万円  
転居して通学する場合 : 30万円  
申請は原則、**世帯分離前**に行う必要があるため、注意をしましょう。  
詳しくは担当ケースワーカーに  
相談してくださいね！

Q2 高校生のアルバイト代は生活保護費から引かれてしまいますか？

A. すべてが引かれることはありません。高校生がアルバイトをした場合、  
正しく届け出を行うことによって以下のような収入の**控除※**が利用できます。



※控除とは・・・収入から一定の金額を差し引くことです。差し引かれた金額は手元に残ります。

- ① 基礎控除 就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
- ② 未成年者控除 未成年者が就労した場合、①の基礎控除の他に、一定の金額が控除されます。
- ③ 実費控除 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
- ④ 「高校卒業後の自立のために必要な費用」については、次のページの Q3 をご覧ください。

### Q3 高校卒業後の生活に向けて、今から費用を貯めることはできますか？

A. 例えば、次のような目的の場合に、アルバイト等の収入から高校卒業後の自立のために必要な費用を貯めることができます。

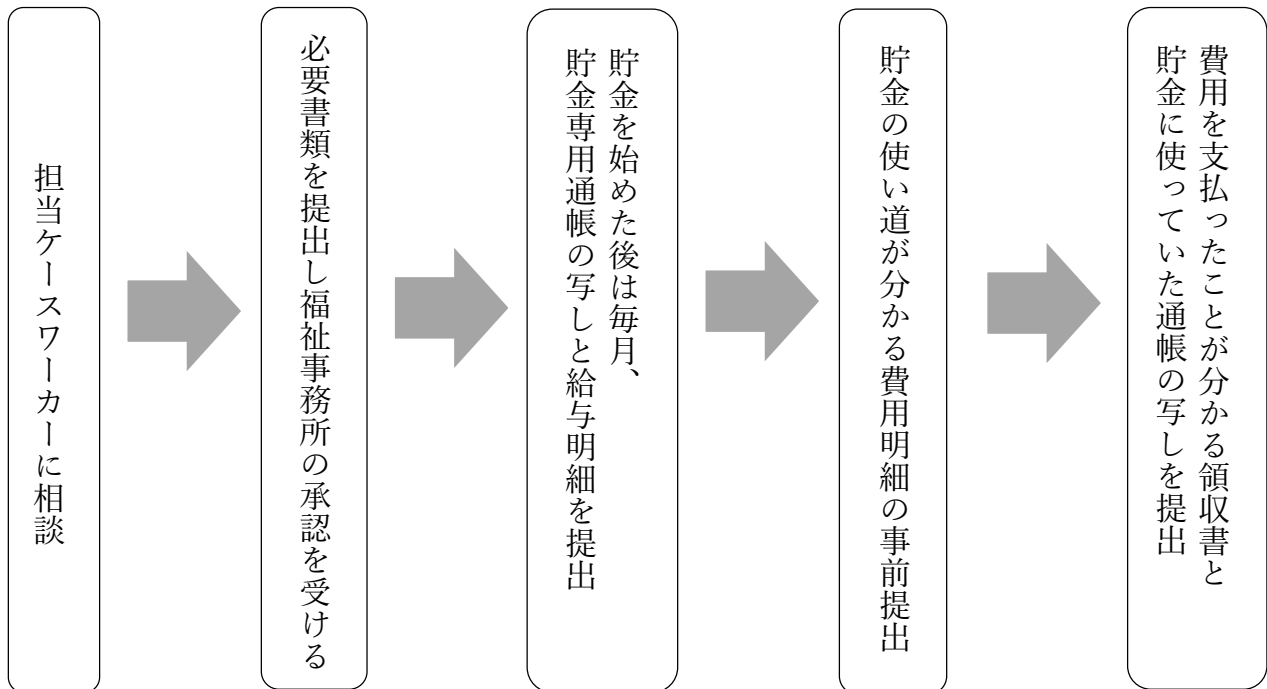
- 就職に必要な資格を取得できる専修学校への就学費用
- 大学等の各種学校に就学するための費用
- 就職や進学に伴って、直ちに転居が必要な場合の費用

※貯金を始める前に、福祉事務所の審査があります。

必ず事前に担当ケースワーカーに相談してください。



#### <手続き方法>



手続きに必要な書類

- ① 自立更生計画書
- ② 貯金の使い道や金額がわかる資料
- ③ 収入申告書、給与明細書
- ④ 貯金のための「専用預金通帳」

#### △ 注意してもらいたいこと △

専用貯金を、事前に申請した使い道と異なる目的に使用した場合、貯金相当額について返還となる場合があります。  
進路の変更など、状況が変わった、又は変わりそうになった時は早めに担当ケースワーカーにご相談ください。

卒業後の自立に必要な費用を貯めたい！



Q4 大学・専門学校等に進学したいけど、費用が心配です。

活用できる制度はありますか？



A. **奨学金**や**貸付制度**を活用して大学等進学時の自己負担金額を減らすことができます。

生活保護費からの支給はありませんので注意が必要です。



## <奨学金>

	日本学生支援機構奨学金		各学校独自の奨学金
	給付型	貸与型	
申請時期	高校3年次の 4月～6月頃	① 高校3年次の4月～6月頃 ② 大学等入学後の4月～6月頃	独自の奨学金制度を 設けている学校も あります。  進学予定校の パンフレットを 確認しましょう。
問合わせ先	高校	① 高校 ② 大学等	
返還	不要	必要	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付型と貸与型は併用できます。</li> <li>申し込みには保証人の設定が原則ですが、 場合によっては機関保証も利用できます。</li> </ul>		

## <貸付金>

	母子父子寡婦福祉資金	生活福祉資金	日本政策金融公庫
問合せ	小田原市子育て政策課 TEL：0465-33-1874	小田原市社会福祉協議会 TEL：0465-35-4000	コールセンター TEL：0570-008656
申請時期	各窓口にお問い合わせが必要です。		
返還	必要		
その他	保証人が必要です。		
	生活福祉資金より優先利用	—	—

※借り入れ可能な金額や、必要書類については、世帯ごとに異なります。



活用できる制度を知り、  
事前に問い合わせることが大切です！

